

9. 令和元年度 協働による事業の実施状況総括表

①協働の対象区分別件数内訳(一つの事業で複数相手と協働しているものもあつたため、事業数よりも多い)

形態 協働相手	委託	補助	共催	事業協力	後援	実行委員会	その他	合計	構成比 (%)
市民活動団体 NPO法人	9	6	1	1	51			68	20.7
自治会等	6	18	4	1	8			37	11.3
公益財団法人 一般社団法人 生活協同組合等	6	5	5	4	65	5		90	27.4
企業	3	1		2	17			23	7.0
行政機関		1	2	7				10	3.0
実行委員会	2	3	2		12	4		23	7.0
その他団体	5	15	10		43	3	1	77	23.5
合計	31	49	24	15	196	12	1	328	100.0
構成比 (%)	9.5	14.9	7.3	4.6	59.8	3.7	0.3	100.0	

〔協働の形態〕

平成26年度 防府市参画及び協働の推進に関する意見書から分類

委託	本来、行政が行うべき事業ですが、市民活動を行う団体が持っている専門性や、先駆性等をいかして、よりよい成果や公共サービスが期待できるとき、業務の全部又は一部を依頼します。通常の委託契約とは違い、互いに目的を共有できる事業について意見交換して、相互の役割を尊重しながら行います。
補助	市民活動を行う団体が主体的に実施する事業で、地域課題等を共有したうえで、金銭等を行政が交付・提供します。
共催	市民活動を行う団体と行政が共に主催者となり、実施責任を分担しながら、それぞれの特性をいかして事業を行います。市民活動を行う団体が持つ知識や経験、ネットワークがいかされます。
事業協力	市民活動を行う団体と行政のいずれかが実施主体となりますが、互いの目標や役割分担、責任、経費分担等を取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで協力していきます。 (アダプト・プログラム(※)、行政後援事業・行政主催事業への市民ボランティアでの参加などが該当します)
後援	市民活動を行う団体が実施する公益性の高い事業について、行政が後援名義の使用を承認します。事業の実施責任や成果は市民活動を行う団体に帰属します。
実行委員会	市民活動を行う団体と行政が実行委員会や協議会を構成し、主催者となって事業を実施します。

②事業の分野別件数内訳

形態 分野	委託	補助	共催	事業協力	後援	実行委員会	その他	合計	構成比 (%)
自然環境 安心安全	3	10		4				17	5.4
医療・福祉	2							2	0.6
教育・文化	13	27	20		177	3		240	76.2
産業	7	6	3	4	6	4	1	31	9.8
生活環境	2							2	0.6
人権 まちづくり	2	5	1	2	13			23	7.3
その他								0	0.0
合計	29	48	24	10	196	7	1	315	100
構成比 (%)	9.2	15.2	7.6	3.2	62.2	2.2	0.3	100	

〔施策等の分野〕

防府市総合計画2020のまちづくりの大綱(政策)を分野として、各事案を分類した

分野	まちづくりの大綱	施策
自然環境 安心安全	自然環境への優しさと暮らしの安全を大切にすまちづくり	環境保全対策の推進、循環型社会の形成 環境衛生の推進、消防・救急体制の充実 防災対策の充実、治山・治水対策の充実 交通安全・防犯対策の推進 消費生活対策の充実
医療・福祉	健やかな日々と地域のぬくもりにみちたま ちづくり	医療・保健サービスの充実、地域福祉の充実 子育て支援の充実、高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実、社会保障制度の充実
教育・文化	豊かな心の育みと文化の薫りにあふれる まちづくり	学校教育の充実、生涯学習の推進 青少年の健全育成、スポーツの振興 文化・芸術の振興、文化財の保護・継承
産業	産業の活力とふるさととの魅力がみなぎる まちづくり	農業の振興、林業の振興 水産業の振興、工業の振興 商業・サービス産業の振興 観光の振興、労働環境の向上
生活環境	都市のうるおいと生活空間の快適さのあ るまちづくり	地域情報化の推進、生活交通の充実 広域交通ネットワークの整備 上下水道の整備、住宅・住環境の整備 景観の保全・形成、公園・緑地の整備 適正な土地利用の推進
人権 まちづくり	自ら担う喜びとみんなで支えあう力で築く まちづくり	人権尊重社会の実現、地域コミュニティ活動の推進 自主的・主体的な市民活動の推進 市民の参画と協働による市政の推進 計画的な行財政運営の推進、広域連携の推進